

吉岡町手話言語条例

令和元年12月9日
条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割等を明らかにすることにより、町民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての町民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり、町民の手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(県との連携及び協力)

第4条 町は、この条例の目的及び第2条の基本理念に対する町民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、第2条の基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供、ろう者が働きやすい環境の整備及び町が推進する施策への協力をを行うよう努めるものとする。

(施策の策定)

第7条 町は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する吉岡町障害者計画において、次の各号に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めるものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第8条 町は、県その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、町民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 町は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第10条 町は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要

な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 町は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。